

## 「新型コロナウイルスに関連した感染症への注意喚起」(その9)

### 【ポイント】

- 3月24日(火)10:00現在, 東ティモール国内での新型コロナウイルスの新たな感染確定症例に関する情報はありません。(現在の国内感染者数:1名)
- 東ティモール政府は, 23日付プレス・リリースをもって, ル・オロ大統領に非常事態宣言の発出を求める書簡の内容を閣議決定しました。
- なお, 同非常事態宣言の発動後の各種決定の具体的内容については, 追加等される部分がある可能性はあり, 在留邦人の皆様におかれては, 引き続き, 周辺状況及び当国政府の発表等に注意してください。

### (本文)

東ティモール政府は, 23日付プレス・リリースをもって, ル・オロ大統領に非常事態宣言の発出を求める書簡の内容を閣議決定しました。プレス・リリースの概要は以下のとおりです。

- 1 非常事態宣言が発出される際に適用される種々の措置は, 東ティモールでの新型コロナウイルスの感染拡大を封じ込めるために, 基本的人権・自由・保障を制限し一時停止するものである。移動, 不要不急の公的・私的な屋外活動, 集会, 宗教行事又は慶事行事の制限, 及び強制的自宅隔離が含まれる。
- 2 政府の要請に基づき, 大統領は国家評議会及び防衛安全保障最高評議会に諮問する。非常事態宣言の発出前に, 同宣言文書案は1日程度国民議会で審議される。
- 3 首都ディリ及び国境付近のバトゥガデ(Batugade)で, 新型コロナウイルス感染患者(疑い事例含む)の隔離・治療施設の整備中である。
- 4 医薬品・機材を中国から調達することを決定した。また, 豪州及びキューバ両政府と医薬品, 人工呼吸器, その他の機材の調達について調整している。
- 5 現在, 東ティモールにおける新型コロナウイルス感染(陽性)確認例は1例であり, 3月22日付WHOレポートに報告されている。

※ 日本大使館では, 今後も関連情報を領事メールでお知らせしていきます。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

○参考:厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

- ・フリーダイヤル:0120-565653 (日本国内からのみ繋がる)
- ・外国からかける場合: +81-3-3595-2176(日本語, 英語対応可)
- ・対応時間:日本時間の9:00~21:00(土日含む)

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号 670) 332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: [ryoji.timor-leste@go.jp](mailto:ryoji.timor-leste@go.jp)

(了)